

赤井委員

私からは、広域水質管理センターについて、別の観点から何点かお伺いしたいと思います。

共同処理をすることにより、業務の効率化が図られるとのことですが、例えば職員数としては、どのように数値的に表れる状況なのでしょうか。

浄水課長

今回、集約する業務は、水源の水質管理の一元化と水質事故への対応強化ということであり、業務の範囲といたしましては、非常に限られた部分になっており、また、それぞれの事業体で効率化が図れる人数につきましては、これまでの業務の内容から、それぞれ差があると思うのですが、企業団に職員を派遣する人数分が、各事業者の中から縮減されるということになります。

そして、2人から3人が企業団の業務を担うことで、効率化が図れた分は、業務自体を更に集約しながら、新たな調査研究や新たな課題への対応ということに当たるということで、人数が増えることもないので、効果として、数値にはっきり出てくるということはないものと思われま

赤井委員

人数としては、それほど変わることはないということですが、共同処理をすることのメリットはどういうことなのか、また、検査地点の集約ということですが、果たして減ってしまっているのか、県は何箇所ぐらいの検査地点を持っていたのか、延べという地点数の考え方を、もう少し整理して説明してください。

浄水課長

まず、検査地点数の方から先に御説明いたします。510箇所の地点の中で、県営水道がこれまで検査を行っていた地点数は100箇所でございます。このうち、地点の変更という形で、例えば今まで測っていた場所のすぐ下流で検査をしていたというものを集約したものなどがあり、特に津久井湖におきましては、湖の中央にある三井大橋と、その直上流にある名手橋というところで、三つの事業体が毎月検査をしていたのですが、これを三井大橋に集約化することとし、今までそれぞれが検査していた項目につきましては完全に網羅した中で、一つの事業体に地点の集約をいたしましたので、かなりの効果があるものと考えております。

そして、地点数を減らすことで、安全性が低下することはないかということですが、今まで相模湖等で各事業体が検査する週をずらすことによって、例えば第1週はA事業体が、第2週はB事業者がやるというように、実質的には毎週測定がされていたようなところにつきましては、今回、広域水質管理センターに業務が移管されても、検査頻度が減らないような形で継続し、現在の水質監視水準は低下しないよう対応することとしております。

さらに、メリットの関係でございますが、委員のおっしゃるように、確かに人数的なところでは、全体的に見れば大きな変化は表れてこないのですが、各

事業体の持つ上流の水質等に関する今までの知見等を集約することによりまして、5事業者が抱えている上流域での水質課題等の解決に向けた調査研究ができるのではないかと考えております。それから、若干ではあるのですが、検査地点が減ることにより、検査にかかる試薬など薬品費等につきましても、5事業者合わせて約100万円程度でございますが、縮減が図れるという効果が表れるものと考えております。

赤井委員

既に各事業者が持っている検査機器の融通や、検査項目については、協議はなされているのでしょうか。

浄水課長

検査機器の関係でございますが、水源水質の検査を一元化しても、これまで浄水場の浄水工程の中で行っている精密検査、また、お客様の給水栓で行っている定期検査等につきましては、各事業体にそのまま残ることになります。

そうしたことから、それぞれの事業者が、それぞれの機器をなくすことはできないのですが、企業団に業務を集約するということは、新たに機器を購入するのではなくて、今、企業団にある機器を活用することによって、新たな費用負担を発生させないという取組の中で行っていることでございます。

赤井委員

水質事故対応では、今までの谷ヶ原浄水場や飯泉取水管理事務所が対応していたと思いますが、何が変わるのかお伺いします。

浄水課長

水質事故の対応につきましては、委員お話しのとおり、これまでも谷ヶ原浄水場や飯泉取水管理事務所が対応してきた部分もございます。ただ、それぞれの事業者が、それぞれの判断で現場に出ていたということもあり、水源から遠い事業者、相当の時間をかけて調査に向かっていたところにつきましては、時間の短縮、迅速な対応ができるという観点でございます。

県営水道で申しますと、谷ヶ原、寒川の両浄水場とも水源に近いので、そういった点での効果は少ないのですが、水質事故の結果をリアルタイムに共有することで、例えば県営水道に関して申しますと、飯泉のところで事故の対応によって、飯泉の系統から取水を受けている地域に影響が出るかどうかの判断も、早期にできるようになるということで、全体的には迅速な対応が図られるのではないかと考えております。

赤井委員

そうすると、県や企業団は、もともと短時間に迅速に対応できるのでいいが、横須賀や川崎の場合は、遠かったのが近くで見られることになるという解釈をしてよいでしょうか。

浄水課長

現場への到着という観点で申しますと、そういう形になりますが、先ほど申し上げましたように、自分のところの水域以外の事故情報もしっかりと把握できることで、全体の水運用に関する部分でのメリットがあるものと考えております。

赤井委員

サテライト機能としては、例えば人員など、何か特別に強化されることはあるのでしょうか。

浄水課長

サテライト機能につきましては、現場への到着の迅速化という中で、より近いところから出動できるという体制をつくるということが一番の目的となります。広域水質管理センターを立ち上げるに当たりましては、それぞれの事業者が協力できる範囲で協力していきながら、人員等は増やさない、新たな費用負担は発生させないということを、基本的な考え方としております。

そうした中では、協力体制として、谷ヶ原浄水場につきましても、広域水質センターの指揮命令権の下で、調査等を行っていくものと考えております。特に、事故対応の件数が、これをもって多くなるというようなことはございませんので、新たに人員を強化するという事は考えておりません。

赤井委員

広域水質管理センターを一つの契機として、5事業者が今後展開できるような更なる一元化、例えば横浜市では、水ビジネスといったような形で既に始めていると聞いているのですが、こういうようなことについて検討していくこともあるのでしょうか。

水道部長

まずは、5事業者が共通して取り組むべき課題である、水質事故時の対応の強化と水道水質の更なる改善のための第一歩として広域水質管理センターを設置し、水源域における水質検査や水質事故対応などの共同処理をスタートすることといたしました。

集約する業務の範囲は、今のところ限られたものではございますが、単なる水質検査の委託ではなく、水源域の水質に関する知見の集約や、職員の技術の継承につながる取組として、5事業者が共同して始めることに大きな意義があるものと考えております。

今後も、実績を積み重ねながら検証を行い、共同処理の内容を拡大していくことについて、引き続き5事業者で検討していくとともに、水ビジネスということではないのですが、他の中小の自治体から、検査の依頼があれば検査を受けるとか、県内のもろもろの水質検査に係る集約的な場所として、将来的には発展させられるように検討を進めてまいりたいと考えております。

赤井委員

まずは今回、水質検査の集約化が図られたのですが、今後の課題として、是非民間等が行っている内容、水ビジネス等も含めて、更なる検討を進めていただきたいと要望しておきます。

次に、県民局関係で、国際言語文化アカデミアの機関評価についてお尋ねします。

国際言語文化アカデミアの機能についてですが、まず、教員研修事業として、多くの教員が受講したとしているのですが、どれくらい的人数が受講したのか、また、今後続けていくということであれば、どうやって目標を定めていくのか教えてください。さらに、学習指導要領の改訂に即した英語教育改革とはどの

ようなものなのか、また、国の目標はあるのか、教えるとしても英検とか資格がいろいろとあると思うのですが、その点についてはどのように考えているのかお伺いします。

国際課長

まず、外国語にかかる教員研修事業の受講状況でございますが、平成23年度が977人、平成24年度が958人、平成25年度が1,337人の計3,272人となっております。

今後の目標設定の考え方につきましては、実際の設定に当たっては、教育委員会と連携して設定してまいります。例えば県立高校の教員を対象としたアドヴァンスト研修による中核的な英語教員の養成数につきましては、県全体で何人の教員がいて、その効果を県立高校の生徒全体に及ぼすためには、何人アカデミアが育成すべきかといった考え方で、目標を検討してまいりたいと考えております。

また、英語教育改革につきましては、文部科学省が公表しているグローバル化に対応した英語教育改革実施計画では、小学校高学年において、英語を教科とすることなど、小学校における英語教育の拡充強化、中・高等学校を通じた英語教育の高度化など、小・中・高等学校を通じた英語教育全体の抜本的充実を図るものとされております。

また、国におきましては、生徒と英語教員について、それぞれ英語のレベルの目標設定がされております。具体的には、学習指導要領に基づき達成される生徒の英語力の目標を、高等学校卒業段階で、英検準2級程度から2級程度以上を達成した生徒の割合を50%、英語教員に求められる英語力の目標を、英検準1級、TOEIC730点程度以上、高等学校の教員につきましては、それを75%となるよう求めているところでございます。

赤井委員

話せるだけでなく、人材育成という点では、様々な文化などについても分かっているという点では、内容的には、相当ハードルが高いと思います。

次に、外国籍県民支援事業についてですが、これまで何人が受講したのか、また、今後どういった考え方で目標を定めていくのか教えてください。さらに、直接支援と支援を行うボランティアの養成とがあり、今後はどちらに力を入れていくのが明確でなかったのですが、その点についてはいかがですか。

国際課長

まず、受講状況でございますが、平成23年度が768人、平成24年度が784人、平成25年度が1,027人の計2,579人となっております。今後の目標設定の考え方でございますが、例えば日本語支援ボランティアについて、受講者数ではなく、実際に地域での活動につながった養成数等について、地域で日本語教育に携わっている国際交流協会やNPOとも連携し、ニーズを踏まえた具体的な目標値を定めてまいりたいと考えております。

今後、外国籍県民への直接支援とボランティア養成のどちらに力を入れていくかにつきましては、アカデミアでは、今後、より実践的・中核的な人材育成に集中していくことから、大きな方向性としていたしましては、外国籍県民支援を

行うボランティアの養成に力を入れていくことになると考えております。

一方で、外国籍県民の方は、現時点では、例えば地域の日本語教室では、日常生活に係る会話習得までが限界であり、進学や就職などで活用できる、より高度な学習につきましては、アカデミアの講座を受講しているという状況でございます。そうしたことから、将来的には、より実践的なボランティア講座を通じまして、地域の日本語教室等のスキルアップが図られ、結果的に、アカデミアでの直接支援は少なくなることが想定されますが、当面、これまで築いてきた関係団体等との信頼関係を大切にし、適切な役割分担の下、連携した取組を行ってまいりたいと考えております。

赤井委員

異文化理解にかかる生涯学習支援については、今回の機関評価結果の中では一番厳しい評価で、類似の講座がいっぱいある、受講者数にばらつきがあるということです。なぜそのような状況が起きているのか、また、今後の異文化理解という点では、ボランティアの方が地域で活躍することが大事になると思うのですが、今後の方向についてお伺いします。

国際課長

異文化理解にかかる生涯学習支援事業の受講状況でございますが、平成 23 年度が 1,302 人、平成 24 年度が 3,174 人、平成 25 年度が 2,489 人の合計 6,965 人と、人数だけ見ますと、非常に多くなってきているのですが、今回御指摘いただきましたように、これまでは県民一般の方々に広く開放してきたのですが、講座を受けた後、どのように社会で活動しているのかがデータとして把握できていない状況であったため、より効果的、効率的に異文化・多文化理解の推進を図るよう、御指摘を受けたところでございます。

また、ボランティアの活躍につきましては、引き続き必要なことであると考えており、地域で活躍していただける中核的な方々をアカデミアで育成していくことが、県全体のことにつながるものであると考えており、そうした中核的な方に、アカデミアのノウハウを伝えてまいりたいと考えております。

赤井委員

提言として、アカデミアの三つの機能を二つの機能に再編するというのが望ましいというもの、成果指標、目標の見える化といったものがない、受講料もこのままでいいのかという点も出ていますが、今後の機関評価の対応についてお伺いします。

国際課長

目標の設定ができていないという点につきましては、アカデミアは開設以来、まずは事業の中身を高めていくために、受講者数や受講者の満足度といった点を指標としていたところでございます。今後、中核的な人材育成に取り組み、育成した人材がどこまで県民に影響を与えられたのかを考えていく必要があると認識しておりますので、今後は、より具体的な指標を示してまいりたいと考えております。

また、受講料算定の適正化が求められているのですが、非常に難しいところでございます。現状では、資料代等の実費相当額のみを徴収しており、これは、より多くの方の参加を促す観点から、1コマ当たり 700 円、外部講師が実施す

る場合は1,100円としているものでございます。

さらに、受益者負担の原則の観点から、算定根拠について改めて検討が必要との提言を頂いたのですが、仮にこれを値上げした場合、県民に更なる負担を求めることになり、単純に受講者に負担を求めてよいのかといった点や、見直しにより受講者が減少し、結果的に事業の効果が損なわれるおそれはないかといった懸念事項にも留意し、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

赤井委員

慎重にということですが、先ほどは新年度から取組をするという説明がありましたので、しっかりと見直しに当たっての体制についても取り組んでいただき、目標設定も、きちんと決めた上で進めていただきたいということをお願いしておきます。

次に、神奈川県立かながわ女性センター条例の一部を改正する条例について何点かお尋ねします。

まず、かながわ女性センターという名前が、今回の移転に伴って、かながわ男女共同参画センターに変更され、さらに、男女共同参画支援室というものができ、男女共同参画推進の目的に特化したというのが、今回の大きなポイントだと思います。

その中で、資料の5ページの、改正の内容の(3)に、利用を承認する施設を、男女共同参画支援室A～Dとするとありますが、男女共同参画支援室という形で設けた背景、どの程度の大きさのものができるかについて教えていただきたいと思います。

人権男女共同参画課長

かながわ女性センターは、昭和57年に設置され、以来、女性の自立、社会参画を促進する施設として運営してまいりました。

平成14年からは、移転を含めまして、今後の在り方について議論を続けてきたのですが、生涯学習的な機能は、市町村でもかなり進んでいるということもあり、県の男女共同参画推進拠点として、必要な機能に特化することになりました。また、緊急財政対策の議論の中で、現在の施設を修繕して利用するのではなく、利便性の高い施設にするということで、藤沢合同庁舎に移転することとなりました。

今までは、生涯学習的な、女性の活躍の場を広げるという形が多かったので、会議室、研修室があったのですが、今回は、一般的な生涯学習的機能ではなく、男女共同参画を推進する目的に特化するというので、男女共同参画支援室とさせていただきます。規模といたしましては、A、B、C、Dということで4室あるのですが、AとBはそれぞれ定員27名、CとDはそれぞれ30名で、AとB、CとDは仕切りを外せば1室として使うことができる部屋となっております。

赤井委員

男女共同参画に特化をしたことで、これまでにないものとして、条例案の中にあるのが、利用を承認しないことができるということで、男女共同参画センターの設置の目的に反すると認められるときを加えるとなっています。これは、今までになかった言葉ですが、設置の目的に反するという点については、誰

が判断するのか、基本的な基準についてはどういう形になっているのか、担当者により判断の基準が変わってしまうと厳しいと思いますので確認させてください。

人権男女共同参画課長

男女共同参画目的に特化するという意味で、反するという言葉を使っているのですが、実際に利用するに当たりましては、利用団体登録を行っていただくということと、利用申込書を提出していただくこととなります。その中で、団体の活動目的や利用内容で可否を判断することとなります。

そして、利用の承認に当たりましては、窓口にいる担当者が判断するというわけではなく、かながわ男女共同参画センターの館長、所属長が判断するという形になりますので、必ず統一した対応ができるようにしてまいります。細かいところまで、例えば条例という形で設けているものではないのですが、受け取った人により判断が異なるということがないように、男女共同参画ということであれば、どこの団体でも使えるような形で、これから整理してまいりたいと考えております。

赤井委員

誰が判断するのかという点も、客観的に見て誰でも判断できる内容にしておく必要があると思います。これから細かい点を決めるということですが、受付の方の個人的な感情によって駄目となってはまずいので、その辺はしっかりとお願いしたいと思います。

次に、施設使用料についてですが、だいぶ値上がりしたのではないかとと思われるのですが、これは妥当な金額なのか、また、料金の基準はどうやって決めたのかお伺いします。

人権男女共同参画課長

料金につきましては、現在の女性センターは、部屋がいろいろございますので、金額もいろいろございましたが、男女共同参画支援室に近い部屋ということになりますと、平日日中の料金が1時間460円となっております。今回は2時間単位で金額を設定しておりますので、2時間にすれば920円ということになります。ただし、これまでは、広く生涯学習的な利用の方も受け付けておりましたので、その中で、直接男女共同参画に資する目的で利用する方につきましては、2分の1の減額がございました。今回の新しいセンターにつきましては、施設の目的そのものが男女共同参画を推進するというので、それ以外の目的の方は御利用にならないということになりますから、今申しあげました減額はなくなるということになります。

今回の料金の設定の考え方でございますが、近くにある公的な会議室を提供している施設として、藤沢市民会館がございしますが、この類似の施設と均衡をとりまして、平米単価で大体同じ金額を設定しております。また、藤沢駅から近くなるということで、時間的な面や交通費ということでも、かなり利便性は高まるのではないかとということと、専用の部屋ということになりますので、例えば生涯学習的な目的で使われる方が先に予約をされていて、使いにくいということがなくなり、これまで以上に利用しやすいのではないかと考えております。

赤井委員

藤沢駅から近く、小さい部屋がいっぱいできたということで、非常に利用しやすくなると思います。これから様々な点をしっかりと整備していただき、4月1日から運用できるようお願いしまして、私からの質問を終わります。